

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 25 年 5 月 27 日

議席番号 3 番

東村山市議会議長 様

質問者 奥谷 浩一

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>生活保護業務担当者の過重業務について</p> <p>過去 5 年間に過大支給が 14 世帯・約 2,200 万円、過小支給が 12 世帯・約 500 万円（4 月 26 日現在）という事務運用上の誤りが判明した。過大支給の最大世帯は 540 万円、過小支給の最大世帯は約 161 万円である。当然、担当者のミスではあるが、本当の原因はケースワーカーや査察指導員の過重業務にあるのではないかと考え以下伺う。</p> <p>(1) 地区担当員は、社会福祉法に定める標準数に対して何名不足しているか。また、査察指導員の配置数は、何名不足しているか伺う。</p> <p>(2) 平成 24 年度の東京都からの助言指導・勧告の内容とその強制力、それに伴い改善した内容を伺う。</p> <p>(3) 総括して、市長に実施体制整備・人員配置の責任と再発防止策を伺う。</p>
2	<p>市税等収納率向上のための未申告調査について</p> <p>3 月の代表質問答弁で、就業年齢層の 23 歳から 64 歳までの 2,861 名の市民税の未申告者を対象に調査を実施し、604 名、申告率 21.1%ということであった。この申告率を向上させることが課税客体的確な把握につながると考え以下伺う。</p> <p>(1) 未申告調査の達成率の目標と過去 5 年間の推移、最高と最低の地域の達成率を伺う。</p> <p>(2) 国保の公平な算出を行うためにも、就業年齢層の対象年齢を 20 歳から、74 歳までとするべきと考えるがいかがか伺う。</p> <p>(3) 総括して、市長に未申告調査に対する市にとってのメリット・意気込みを伺う。</p>

議席番号 3 番

質問者 奥谷 浩一

番号	質問の項目と要旨
3	サンパルネの指定管理期間について
	<p>市民スポーツセンターの指定管理期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで、サンパルネの指定管理期間は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までである。市民スポーツセンターの指定管理者の指定の質疑が平成 23 年 12 月議会で行われた。その際の答弁では、この 2 つの施設を同一事業者にゆだねることで、施設事業での連携がより密に図れるということであった。しかし、担当する所管も違うし、期間も違うので以下伺う。</p>
(要旨)	<p>(1) 市民スポーツセンターとの連携を重視するのであれば、サンパルネの次回の指定管理期間を平成 26 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとするべきと考えるがいかがか伺う。</p> <p>(2) この 2 つの施設を同一事業者にゆだねることで、施設事業での連携がより密に図れるということであれば、サンパルネの次回の指定管理者は東京ドームグループに実質的に随意契約となるが、それは、指定管理者制度導入施設モニタリング要領の再選定とモニタリングの「公募によらない選定の場合もインセンティブの付与は行わない。」に抵触しないか伺う。</p> <p>(3) 総括して、市長にこの 2 つの施設以外のスポーツ施設を指定管理に移行し、施設事業での連携がより密に図れるようにすることについてのビジョンを伺う。</p>